

# グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)

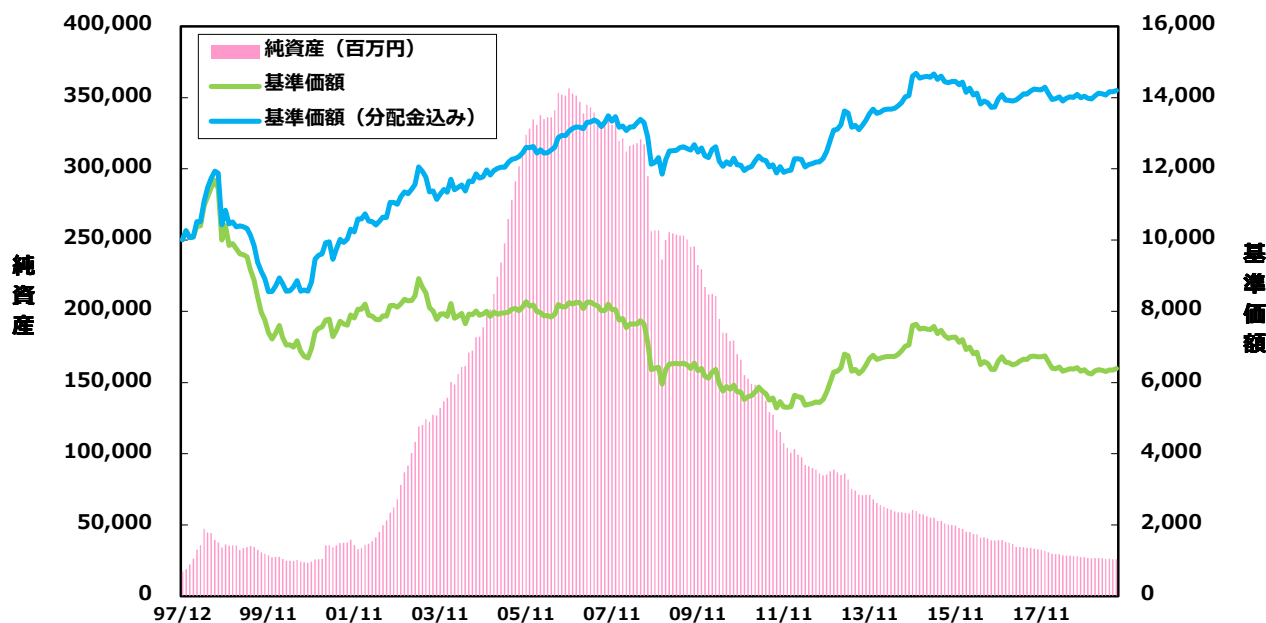
## － 特色 －

1. 世界主要先進国の政府や政府機関が発行する債券に分散投資し、リスク分散を図った上で、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
2. OECD加盟国のうち、信用力の高い国(原則としてA格以上のもの)の債券を主要投資対象とします。
3. 毎年3、6、9、12月に決算を行い、収益の分配を行います。
4. ファミリーファンド方式で運用します。

## － お申し込みメモ －

設 定 日	1997年12月18日	
申 込 単 位	一般コース	10万円以上1万円単位
	自動継続コース(分配金再投資)	1万円以上1円単位
	* 自動継続コースを選択の場合、分配金は全て再投資されます(現金受取り不可)	
申 込 価 額	申込受付日の翌営業日の基準価額	
販 売 手 数 料	1億口未満	1.65%(税込)
	1億口以上	1.10%(税込)
受 渡 日	申込受付日から5営業日目	
収 益 分 配	毎年3、6、9、12月の17日(休業日の場合翌営業日)の決算日から5営業日目	
信託財産留保額	解約時に、基準価額の0.5%	
信 託 報 酬	純資産に対して年率1.375%(税込)	

## － 純資産額と基準価額の推移 (設定日から2019年8月末まで)－



※基準価額(分配金込み)は税引前分配金を単純に合算して計算したものを表示

\*上記は当資料作成時の情報です。保有期間中にご負担いただく諸費用、手数料等および換金時にご負担いただく諸費用等は、ご購入前に必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。  
 \*投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。  
 \*当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

西村証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号 【加入協会】日本証券業協会  
 指定紛争解決機関:特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター